

4. 方法書についての市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

「福岡市環境影響評価条例」第33条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第10条の規定に基づく、環境保全の見地からの福岡市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表4のとおりです。

表4(1) 市長の意見及び都市計画決定権者の見解

市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1 構造物の存在に伴う低周波音については、換気塔の建設計画位置周辺を調査し、事業実施区域における現況との比較の観点からも予測・評価を実施すること。</p>	<p>構造物の存在に伴う低周波音について、換気塔の設置による影響を予測及び評価するために、方法書の調査項目に加え、建設計画位置周辺の現況について調査を実施しました。また、評価にあたっては、方法書における評価基準との比較のほか、現況との比較についても実施しました。</p>
<p>2 列車の走行に伴う振動については、地表面だけでなく事業実施区域近傍の建築物の地下室等への影響も考えられることから、既存の供用区間における実状を勘察し、専門家の意見を参考に調査・予測する地点を設定すること。</p>	<p>列車の走行に伴う振動については、地表面だけでなく事業実施区域近傍の建築物の地下室等への影響も考えられることから、現況調査及び専門家（専門分野：騒音、建築音響）へのヒアリングを実施しました。</p> <p>現況調査の結果、対象事業実施区域では保全対象となる住居や学校等の地下室は確認されませんでした。また、既設の七隈線区間の地下室における鉄道振動は30dB程度であり、人が振動を感じるとされる閾値(55dB)を大きく下回っています。さらに、既設の七隈線では、これまでに地下室における鉄道振動の苦情は生じていません。</p> <p>以上の内容を基に、専門家に伺った意見を参考として、調査及び予測地点については、方法書のとおり「列車速度が速くなると想定される各駅間の地表面」としました。</p>
<p>3 土壌環境・その他の環境（地盤）として掲げられている項目については、駅・トンネルや土留壁等の地下構造物が地下水の流れを遮断するおそれがあるため、構造物の存在に伴う地下水位の変化についても調査・予測・評価を実施すること。</p>	<p>土留壁等の地下構造物が地下水の流れを遮断するおそれがあることから、構造物の存在に伴う地盤への影響について、環境影響評価項目に追加して調査を行い、地下水位の変化について予測及び評価を実施しました。</p>

表 4(2) 市長の意見及び都市計画決定権者の見解

市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>4 廃棄物等については、減容及び再利用の割合を高めるため、中間処理施設の処理内容・処理状況を比較検討すること。</p> <p>また、残土については、他の公共工事等での利用の可能性や残土処分場等の受入可能量について把握するよう努めること。</p>	<p>廃棄物等について、現況調査結果に中間処理施設の処理内容・処理状況を整理しました。</p> <p>また、残土については、他の公共工事等での利用の可能性や残土処分場等の受入可能量について、関係機関と協議し、工事実施までに把握していくように努めてまいります。</p>
<p>5 工事計画の策定にあたっては、自動車排出ガス、自動車騒音及び温室効果ガスの発生抑制のため、工事施工ヤードの設置等により発生する交通渋滞が実行可能な範囲で回避又は低減され、環境の保全についての配慮が適正になされるよう検討すること。</p>	<p>工事施工ヤードの設置等により道路の一部が一時的に占有されることとなります。占有の内容にあたっては、関係機関と協議してまいります。車線規制を行う場合も考えられ、その場合、若干の渋滞が生じるものと想定しています。</p> <p>よって、交通渋滞の回避又は低減を図るために、交通量の少ない時間帯に工事を行う等、関係機関と協議し、適正な対応を図ってまいります。</p>